

お申し込みからご出発までの流れ

お申し込み

WEBやお電話でお申し込み後、「クルーズ旅行参加申込書」をお送りします。必要事項を記入いただき、ご返送ください。

出港約4ヵ月前

- ・「パスポート情報確認（パスポート番号も必要）」
- ・「寄港地オプショナルツアーのご案内・申込書」
- ・「海外旅行保険のご案内」
- ・「お荷物配送サービスのご案内」
- ・「クルーズ・寄港地ガイド」

出港約1ヵ月前

- ・「最終のご案内」をお送りします。

ご出発当日

- 「最終のご案内」に記載された集合場所へ、指定された時間内にお集まりください。
- ※お客様毎に異なるご案内をお送りしますので必ず自分の集合場所と時間を確認してください。

※内容は変更になる可能性がございます。

海外旅行募集型企画旅行取引条件 ご旅行をお申し込みの前に必ずお読みください。

この旅行は、株式会社ジャバネットツーリズム（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行です。

お客様は募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に基づき交付する取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合は同法第12条の5及び当社の旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）第9条第1項の契約書面の一部として取扱います。お客様が締結しようとする旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書の他、パンフレット及び、当社約款に記載したことによります。当社約款は、当社ホームページからご覧になれます。

1.旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当社の受託旅行業者にて必要事項をお申し出のうえ、申込金を添えてお申込頂きます。なお、旅行サービスを利用するクルーズ船を手配するに際して、その備船料の全額を支払う必要があるため、申込金として旅行代金の全額をお支払いいただきます。電話、郵便、ファクシミリ、インターネット他の通信手段にてお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨を通知した日から起算して1週間以内に申込書の提出をして頂きます。旅行契約は、申込金を受領し、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものといたします。旅行代金はクレジットカード、振込、または当社所定の支払方法により申込時にお支払いください。
- (2)申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。旅行契約の成立前にお客様がお申込みを撤回したときは、お預かりしている申込金を速やかに返金手続きいたします。クレジットカードでお支払いの場合は返金手続きにクレジット会社指定の手続き日数を要します。
- (3)当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で、お客様に申込金をお支払いいただくことにより旅行契約を成立させる取扱い（以下「キャンセル待ちの取り扱い」といいます）をすることがあります。お客様がキャンセル待ちの取り扱いを希望する場合は、お待ちいただける期間を確認のうえ、お申し込み下さい。なお、この時点では旅行契約は成立しておらず、また、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。

2.団体・グループの契約

- (1)当社は、団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます）の代表としての契約責任者から旅行のお申し込みがあった場合、契約責任者が契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (2)契約責任者は、指定する期日までに構成者を含む申込書を当社の受託旅行業者に提出しなければなりません。契約責任者は個人情報の第三者提供が行われることについて構成者ご本人の同意を得るものとします。
- (3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務について、何らの責任を負うものではありません。
- (4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3.通信契約による旅行条件

- 当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます）を条件に旅行のお申し込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。なお、本項でいう「カード利用日」とは、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (1)申し込みに際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を通知していただきます。
- (2)通信契約による旅行契約は、旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (3)提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金又は「既定の取消料」の支払いを受けます。
- (4)契約解除のお申し出があった場合、旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日から起算して8日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内）に払い戻すべき額を通知し、速やかに払い戻し手続きをいたします。

4. 参加資格および参加条件

- (1)20歳以下の方のご参加には親権者または保護者の同行が参加条件となります。また、保護者の同行の場合は親権者の同意書の提出が必要です。
- (2)2歳未満の乳幼児及び旅行終了日までに妊娠24週目に入る妊娠の方はご参加いただけません。
- (3)新型コロナウィルス等の感染症の流行により、ワクチン接種や証明書提出等を参加条件とさせていただく場合があります。
- (4)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方、その他特別な配慮を必要とする方は、申し込みの際にお申し出ください。また、契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。お申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いすることができます。
- (5)旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、船会社所定の申請書類、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を参加条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合はお申し込みをお断り、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (6)次に掲げる条件にお客様が該当する場合は参加をお断りさせていただきます。
- ア.暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合
イ.当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動または暴力行為などを行った場合
ウ.風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合
エ.他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるとそれがあると当社が判断する場合
(7)お客様の都合による旅行中の別行動は原則としてできません。

5.最終日程表のお渡し

お客様に、集合時刻・場所、利用クルーズ船等に関する確定情報を記載した最終日程表を、原則として旅行出発日の3週間～4週間前までにお渡しいたします。ただし、お申し込みが旅行出発日から起算して8日前にあたる日以降にされた場合、旅行出発日当日にお渡しすることができます。

6.旅行代金について

パンフレット記載の「旅行代金」は、「取消料」、「違約料」、及び「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

旅行代金に含まれるものと、旅行代金に含まれないものは、パンフレット記載のほか、以下の表の例をご確認ください。

旅行代金に含まれるもの	旅行代金に含まれないもの
<ul style="list-style-type: none">旅行日程に明示した船舶等の運送機関の運賃・料金スイートルームの宿泊代金、24時間ルームサービス、船内のエンターテインメント、船内Wi-Fi旅行日程に明示した食事の料金およびサービス料金（船内のチップ）船内における基本的な飲み物代金（ビール、プレミアムワイン、ソフトドリンク、カクテル等、※ビンテージワイン等一部代金に含まれないものもございます。）現地での手荷物の運搬料金添乗員経費等港湾諸費用（ポートチャージ）出国税（国際観光旅客税1,000円） <p>※出発前の取消の場合、出国税（国際観光旅客税）1,000円を旅行代金から除きます。 ※上記費用はお客様都合で一部利用されなくても払い戻しはいたしません。※上記記載のほかは旅行代金に含まれません。（含まれないものの一部を右表に記載しています。）</p>	<ul style="list-style-type: none">超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）クリーニング代、電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用およびそれに伴うサービス料渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・査証料）ご希望者のみ参加されるオプショナルツアーの料金自宅から集合・解散地点までの交通費および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費特別な配慮に要した費用

7.有効な旅券・査証の取得について

(1)下船時にパスポートの残存有効期間が6ヶ月以上必要です。

(2)日本国籍の方は渡航先の国によっては査証を必要とする場合があります。

(3)日本国籍以外の方は日本への再入国許可証、査証を必要とする場合がございます。再入国許可証は居住地の地方入国管理局、査証は自国の領事館にご自身でお問い合わせください。

8.旅行契約内容の変更

旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、感染症の流行、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令または要請、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止め得ないときは、当該事由との因果関係を説明したうえで旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合でやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

9.旅行代金の額の変更

(1)当社は、利用する運送機関の料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その差額の範囲内で旅行代金を変更することがあります。

(2)本項(1)の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行出発日から起算して14日前にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(3)本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の料金の減少額だけ旅行代金を減額します。

(4)前項に基づく契約内容の変更により旅行実施に要する費用（契約内容の変更のために提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます）が減少又は増加したときは、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、その変更差額だけ旅行代金を変更します。

(5)運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず利用人員が変更になったときは、パンフレットに記載した範囲内で旅行代金を変更します。

10.お客様の交替

お客様は、旅行開始前に限り、当社の承諾を得て契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、所定の事項を記入の上、当社の受託旅行業者に提出していました。この際、交替に要する手数料として1,000円（消費税込）をいただく場合があります。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、契約上の地位の譲渡をお断りする場合があります。

11.お客様による旅行契約の解除・取消料・払い戻し

(1)旅行出発日前

①お客様は次表に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除の申し出は営業時間内に限定してお受けします。返金については、既に收受している旅行代金から下記の取消料を差し引き、払い戻しいたします。

●旅行契約の解除の場合の取消料

取消日	取消料
旅行出発日から起算して ※旅行出発日を1日とカウントします。	91日前まで
	無料
	90～61日前
	旅行代金の10%
	60～30日前
	旅行代金の30%
	29～16日前
	旅行代金の70%
	15日前以降
	旅行代金の100%
旅行出発後の解除または無連絡不参加	

②当社の責任とならないその他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、上記の取消料をお支払いただけます。

③旅行日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」と以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施する場合がございます。当社が旅行を実施する場合にお客様が旅行をお取消しになるときは、上記の取消料が必要となります。

④お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消とみなし、上記の取消料を收受します。

⑤お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

ア.旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第18項の表左欄の掲げるもののその他の重要なものである場合に限ります。

イ.旅行代金が増額改訂されたとき

ウ.天災地変、戦乱、暴動、感染症の流行、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令または要請その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となる、または不可能になるおそれがある極めて大きいとき

エ.当社がお客様に対し、最終日程表を交付しなかったとき

オ.当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行日程が不可能になったとき

(2)旅行開始後

①お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

②お客様は、旅行開始後であっても、お客様の責に帰しない事由によりパンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

③本項(2)の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

12.当社による旅行契約の解除

(1)旅行出発日前

①当社は次の項目にお客様が該当する場合は、旅行契約を解除することがあります。

ア.第4項の条件を満たしていないことが明らかになったとき

イ.病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと認められたとき

ウ.第4項(6)のアから工のいずれかに該当することが認められたとき

エ.契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき

オ.お客様の人数がパンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。旅行出発日から起算して24日前までに旅行中止のご通知をいたします。

カ.天災地変、戦乱、暴動、感染症の流行、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令または要請その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載した旅行日程に従つた旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき

キ.上記の一例として、旅行日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき(但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合に取消される場合は、第11項に規定の取消料に拘ります。)

②本項(1)の①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

(2)旅行開始後

①当社は旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

ア.当社があらかじめ明示した参加資格・参加の条件を満たしていないことが明らかになったとき

イ.病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき

ウ.第4項(6)のアから工のいずれかに該当することが認められたとき

エ.旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき

カ.天災地変、戦乱、暴動、感染症の流行、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令または要請その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき

②本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除するためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならぬ費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、支払うべき旅行サービス提供者への支払い・取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

③本項(2)の①のイ、オにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

④当社が本項(2)の①に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

13.旅行代金の払い戻しについて

(1)当社は、「規定により旅行代金を減額した場合」又は「規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の日から起算して8日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレット等に記載した旅行終了日から起算して31日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。クレジットカードでお支払いの場合は、返金手続きにクレジット会社所定の手続き日数を要します。

(2)本項(1)の規定は、第15項又は第17項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権行使することを妨げるものではありません。

(3)第11項の(1)の①、②、③、④により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。第11項の(1)の⑤により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金全額を払い戻しいたします。

14.添乗員等の業務、業務時間

(1)旅行を安全かつ円滑に実施するため当社が必要と認める業務を行う添乗員が同行いたします。

(2)添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

(3)添乗員やスタッフは、介助・介護はいたしかねます。

15.当社の責任

(1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

(2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

①天災地変、戦乱、暴動、感染症の流行又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害

③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

④官公署の命令または要請、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合

⑤自由行動中の事故 ⑥食中毒 ⑦盗難 ⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3)前項により旅行中止となった場合、自宅から集合・解散地点までの交通費および旅行開始日の前日、旅行終了当日の宿泊費などの本旅行契約以外の諸費用についての補償はございません。

(4)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)とは異なり、発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は1名につき最高15万円(うち3,000円はお客様の自己負担)まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)といたします。

16.特別補償

(1)当社は、前項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款別紙特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡・後遺障害補償金(2500万円を上限)、入院見舞金(4万円~40万円)および通院見舞金(2万円~10万円)を、また携行品にかかる損害補償金は旅行者1名につき15万円(うち3,000円はお客様の自己負担額)をもって上限とします。ただし、補償対象の1個または1対については10万円を限度とします。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することができます。

(2)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登攀、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行行程に含まれているときは、この限りではありません。

(3)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳および現金支払機用カードを含みます)、各種データその他これらに準ずるものの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

(4)当社が本項(1)に基づく補償金支払義務と前項に基づく損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務ともに履行されたものといたします。

17.お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

(2)お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容を理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスについて、万が一記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

18.旅程保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。)は、第6項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日から起算して31日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第15項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく損害賠償金の全部又は一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金および特約(として定めた)補償額を支払いません(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)。

ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ.戦乱 ウ.暴動 エ.感染症の流行 オ.官公署の命令または要請 カ.欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止キ.遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 ク.旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
 ②第11項又は第12項に基づき旅行契約が解除されたときの解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金および特約として定めた補償額を支払いません。
 ③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、変更補償金を支払いません。
 (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第6項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
 (3)当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償の額=1件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降に お客様に通知した場合
①パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
⑧パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうちパンフレット又は確定書面のツアータイトルの中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

19.海外危険情報について

海外危険情報についての情報が公開されていますので出発までにかならずご確認ください。[外務省海外安全ホームページ https://www.anzen.mofa.go.jp/](https://www.anzen.mofa.go.jp/)
 また、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステムへの登録をお勧めします。[たびレジ https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/](https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/)

20.衛生情報について

渡航先の衛生状況は厚生労働省の右記のホームページにてご確認ください。[厚生労働省検疫感染症情報ホームページ https://www.forth.go.jp/](https://www.forth.go.jp/)

21.海外旅行保険への加入について

旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを補償するため、お客様ご自身で海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、当社の受託旅行業者にご連絡ください。

22.個人情報の取り扱い

- (1)当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。
 取得した個人情報はパンフレットの「受託販売欄」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理して対応いたします。
- (2)当社は、本項(1)により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、旅行の安全確保に必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたパンフレット及び第5項の最終日程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、本項(1)により取得した個人情報を、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。その他、①当社及び受託旅行業者の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を使用させていただくことがあります。
- (3)当社は、旅行中に疾病・事故等があつた場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があつた場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4)当社は、手配代行業務、旅行添乗業務等でのあつ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することができます。この場合、委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- (5)当社は、保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきます。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、株式会社ジャバネットたかたのホームページ(<https://www.japanet.co.jp/shopping/company/privacy.html>)をご参照ください。

23.その他

- (1)お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはホームページ・パンフレット表紙等に記載している出発港を出発(集合)してから、当該港に帰着(解散)するまでとなります。
- (3)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担とします。

旅行条件・旅行代金の基準日:2023年6月14日

ジャバネットは、下記の状況などを鑑み催行の判断をいたします。	
国内	<ul style="list-style-type: none"> ・日本における外国船の運航が許可されている ・寄港地に緊急事態宣言やまん延等重点措置などが発令されていない ・寄港地の観光・商業施設・レストランが通常通り営業されている ・外務省発令の感染症危険レベルが1以下であること ・クルーズ船の感染症対策が十分に実施されていることが確認できること
海外	<ul style="list-style-type: none"> ・日本からの渡航が(隔離などの制限なく)可能 ・海外寄港地のレストラン・観光・商業施設が営業していること

旅行企画・実施

Japanet 株式会社ジャバネットツーリズム
 

観光庁長官登録旅行業第2148号 一般社団法人日本旅行業協会正会員
 〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-20 天神ビジネスセンター

 **一般社団法人
日本旅行業協会**

お問い合わせ・ご予約先

受託販売 **Japanet Communications** **株式会社ジャバネットコミュニケーションズ**

総合旅行業務取扱管理者 山中智雄 福岡県知事登録旅行業第3種 第865号
 〒812-0027 福岡県福岡市博多区下川端町3-1 博多リバレイ4階
 総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

専用ダイヤル 24時間受付(9:00~18:00の間は専任スタッフ/18時以降は注文受付のみ賜ります。)
0120-441-300